

掛川市議会告示第1号

掛川市議会事務局規程（平成17年掛川市議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

掛川市議会議長 大石 與志 登

第3条中「、書記その他職員」を「及び書記」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 事務局長のほか、事務局に置かれる書記の職名は、主幹、係長、主査及び主任とする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。